

ぐんま新商品購入推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新規性が高い優れた新商品を生産する中小企業者を知事が認定し、その者が生産する新商品を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定により県が随意契約で購入又は借り入れできるようにして、県による調達を推進することにより、新商品の市場への普及拡大を支援し、県内産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

2 本事業の対象となる新商品は、次の各号のいずれにも適合する物品とする。ただし、試作品、役務又は工事が主体となるもの、防災用以外の飲食料品、医薬品、医薬部外品、化粧品及び農水産物は除く。

- (1) 第4条第2項第1号に定める計画に沿って生産される物品であること。
- (2) 申請時点において、当該物品が販売又は貸し出しを開始してから5年以内であること。

(認定申請者の要件)

第3条 本制度において認定を申請できる者は、次の各号のいずれにも適合する者とする。

- (1) 県内に本社又は生産拠点を置く中小企業者であって、自ら開発又は事業化した新商品を生産し、かつ、販売又は貸し出しを行う者であること。ただし、県内に生産拠点を置く中小企業者にあつては、当該拠点で生産した新商品に限る。
- (2) 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(認定申請)

第4条 申請者は、認定申請書（様式1）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には次の書類等を添付しなければならない

- (1) 新商品の生産による新たな事業分野の開拓に関する計画（以下「実施計画」という。）（様式2）
- (2) 新商品の概要が分かる資料
- (3) 会社案内パンフレット等、申請者の概要が分かる資料
- (4) 定款及び登記簿謄本
- (5) 直近2期の決算書の写し
- (6) 県税完納証明書（原本）
- (7) 本要綱遵守及び暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式3）
- (8) その他知事が必要と認める資料

3 申請者は、認定申請書を提出する時点において、群馬県の競争入札参加資格者（物品・役務）として登録を受けている場合は、前項のうち、第4号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

(認定)

第5条 知事は、実施計画が第6条に定める確認基準に適合するか確認を行い、すべてに適合すると認められた者について、新事業分野開拓事業者に認定する。

2 知事は、前項に定める確認に際し、学識経験者の意見を聴取するものとする。

(実施計画の確認基準)

第6条 確認基準は次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 実施計画が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3第1項の各号のいずれにも適合すること。

(2) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

(3) 実施計画が公序良俗に反しないこと。

(認定期間)

第7条 認定の有効期間は、認定日から起算して3年を経過した日が属する年度の末日までとする。

2 知事は前項の規定にかかわらず、新商品の評価を踏まえ、新事業分野開拓事業者として認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の申請に基づき、有効期間を2年以内の期間を定めて延長することができる。

(実施計画の変更)

第8条 認定事業者は、実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ知事に変更承認申請書（様式4）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認める場合はこの限りではない。

2 知事は、変更承認申請書が提出されたときは、変更後の実施計画が第6条に定める確認基準に適合するかどうか確認を行い、すべてに適合していると認められるときは、これを承認する。

3 知事は、第2項の規定による変更後の実施計画の確認に際し、学識経験者の意見を聴取し、参考にすることができる。

(実施計画の中止)

第9条 認定事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、知事に対して事業中止報告書（様式5）を提出しなければならない。

(認定の取消)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者の認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。

(2) 実施計画に従った事業を実施していないと認められるとき。

(3) 第3条に定める認定申請者の要件に適合しなくなったと認められるとき。

(4) 第6条に定める確認基準に適合しなくなったと認められるとき。

(5) 正当な事由がなく第8条第1項の規定による変更の申請を行わなかったとき。

(6) 前条の規定により事業中止報告書が提出されたとき。

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該事業者はその旨を通知する。
- 3 知事は第1項の規定による認定の取消しに際し、学識経験者の意見を聴取し、参考にすることができる。
- 4 第1項の規定による認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は認定を取り消された者が負担する。

(報告)

第11条 知事は、必要に応じて、実施計画の実施状況及び確認基準への適合状況等について、認定事業者に報告を求めることができる。

(認定後の事務等)

第12条 県は、新商品の利用促進に資するため、認定事業者の名称並びに新商品の名称及び概要その他必要な事項を公表するものとする。

- 2 県は、物品の購入又は借りにあたり、新商品の品質、性能、数量、価格その他の条件が適合するときは、その優先的な調達に努めるものとする。
- 3 新商品を購入又は借りに入れた県の機関は、当該新商品の評価を行い、評価結果を工業振興課長へ報告するものとする。
- 4 県は、前項の規定による評価結果について、当該認定事業者に通知するとともに、特別の理由がある場合を除き公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 物品の借りに関しては、改正前要綱により認定した平成28年度以前の新商品についても対象とする（ただし、認定期間内に限る）。

附 則

この要綱は、平成30年1月9日から施行する。